

## 「葛飾区空家等の適正管理に関する条例（素案）」に対する

### 区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

#### 1 実施期間

令和7年6月12日（木）から令和7年7月11日（金）まで

#### 2 閲覧場所

区政情報コーナー、各区民事務所（6か所）、各区民サービスコーナー（3か所）、各図書館（13か所）、男女平等センター、住環境整備課 計25か所

また、区ホームページからも閲覧、電子申請による提出ができるようになりました。

#### 3 提出された意見

意見提出者1人、提出された意見6件

#### 4 提出された意見と区の考え方（概要）

別紙のとおり

## 「葛飾区空家等の適正管理に関する条例（素案）」に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いについて】 ◎：条例（案）に意見を反映する ○：条例（素案）に盛り込まれている

△：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

No.	該当箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
1	第1条（目的）	適切な管理のみだと空き家問題の根本的な解決に繋がらないため、まちづくりや地域活性化、地域振興に寄与するなどの観点や理念も追加してほしい。	△	<p>本条例は、空家等の適正管理に関する必要な事項を定めることにより、区民等の生命、身体等の保護や生活環境の保全、安全で安心な地域社会の実現を図ることを第一の目的としております。</p> <p>そのため、まちづくりなどの観点や理念を条例に加えることは考えておりませんが、空家等対策の推進にあたりましては、まちの魅力づくりや地域活性化、地域振興に寄与する空家等の利活用の促進などに引き続き取り組んでまいります。</p>
2	第3条（空家等の所有者等の責務）	空き家の利活用や明らかに不要になった空き家は処分することを推進する理念も定めてほしい。 また、努力義務として、再建築不可の土地にある空き家を所有している場合は、合筆して解消をすることに努めるよう定めてほしい。	△	<p>本条例は、空家等の適正管理に関する条例のため、空家等の利活用や処分の推進などに関して規定はいたしませんが、空家等対策の推進にあたりましては、空家等の利活用や除却を促進していくとともに、再建築不可の土地の解消に向け、引き続き関係部署と連携しながら取り組んでまいります。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
3	第4条(区の責務)	区が空き家解体後の土地を借り上げて、駐輪場整備などの区民の便宜を図るための取り組みについて定めてほしい。	△	本条例は、空家等の適正管理に関する条例のため、空家等解体後の土地の活用などに関して規定はいたしませんが、空家等の跡地の活用推進につきましては、住宅市場における流通・利活用を基本とし、民間事業者を中心とした除却跡地の売却などを促進してまいります。
4	第5条(区民等の役割)	自治会や商店街などの団体や事業者が空き家を利活用して、空き家問題の改善に対処する理念を定めてほしい。	△	本条例は、空家等の適正管理に関する条例のため、空家等の利活用などに関して規定はいたしませんが、空家等対策の推進にあたりましては、自治町会や地域活動団体などとの連携・協働に努めるほか、「空き家マッチング制度」による地域住民の憩いの場や住民同士の交流の場の創出支援などに引き続き取り組んでまいります。
5	第7条(空家等の発生予防)	狭小地や旗竿地が増加すると使い道に制約が生じ、空き家の発生原因となるため、地区計画や建築協定に合意形式して、空き家の発生を予防するための適正な土地利用に努めるよう定めてほしい。	△	空家等の発生予防に関し、地区計画や建築協定への合意などによる適正な土地利用を所有者等の努力義務として規定することは考えておりません。 しかしながら、狭小地や旗竿地など、再建築が困難な土地の解消や活用に向けましては、引き続き関係部署と連携しながら取り組んでまいります。
6	第9条(緊急安全措置)	空き家の適正管理、利活用、処分を進めやすくするために、緊急安全措置をする場合は、空き家所有者の住所や氏名を公表できる規定を定めてほしい。	△	個人情報保護の観点から、緊急安全措置に係る空家等の所有者の氏名や住所を公表することはできませんが、緊急安全措置を講じたときには、所有者に対して通知をすることで、空家等の適正管理などを促してまいります。